

届出が必要な加算等の添付書類(訪問入浴介護)

- ・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、各自で確認してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-1)及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービスは別紙1-1-2、介護予防サービスは別紙1-2-2)の他に以下の添付書類を提出してください。
- ・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求めることがあります。

サービス名	加算等	添付書類		
訪問入浴介護	高齢者虐待防止措置実施の有無	なし	※既存算定事業所に係る令和6年4月以降の取扱い 新たな届出がない場合は「1:減算」	
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	なし		
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14)		
	認知症専門ケア加算	・認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12)	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。	
	看取り連携体制加算	・看取り連携体制加算に係る届出書(別紙13)		
	介護職員等処遇改善加算	提出書類については、下記のホームページをご確認ください。 ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 高齢福祉・介護保険 > 介護事業者のみなさまへ > 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について URL: http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/syogukaizenpage.html		左記URLをご確認ください。
	割引	・指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について(別紙5)		
LIFEへの登録	なし	新たな届出がない場合は「1:減算型」とみなす。		
介護予防訪問入浴介護	高齢者虐待防止措置実施の有無		なし	
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)		なし	
	サービス提供体制強化加算		※訪問入浴介護と同様	
	介護職員等処遇改善加算		※訪問入浴介護と同様	
	割引		※訪問入浴介護と同様	
LIFEへの登録	※訪問入浴介護と同様			